

## 諮問第27号の答申 小売物価統計調査の変更について（案）

本委員会は、小売物価統計調査（以下「本調査」という。）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

### 記

#### 1 承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

#### 2 理由等

##### （1）調査品目

###### ア 調査品目の廃止

調査品目の追加・廃止に当たっては、消費者物価指数の作成を前提とした選定基準を作成しており、今回はこの基準に基づき、家計消費支出上重要度が低くなってきている品目「福神漬」、「やかん」など15品目を廃止する計画である。

これについては、家計消費支出が縮小し、今後も増加が見込めなくなり、代表性が乏しくなった品目について削除するものであり、適当である。

###### イ 調査品目の名称の変更

調査品目の名称の変更についても、上記ア調査品目の廃止の場合と同様、その基準を定めており、今回、この基準に基づき家計消費支出の変化等に対応して代表性のある品目を適時調査することができるようにする品目「えびフライ」、「石油ストブ」など17品目について名称を変更する計画である。

これについては、調査の円滑な実施の観点から調査品目の名称を変更するものであり、適当である。

##### （2）集計事項

消費者物価指数の参考指数として、全国及び東京都区部の連鎖基準指数及び中間年バスケット指数を作成しているが、今回、東京都区部の連鎖基準指数及び中間年バスケット指数については、安定した結果を得られないため廃止する計画である。

これについては、統計データの安定性の観点から廃止するものであり、適当である。

#### 3 今後の課題

##### （1）調査品目の選定基準

実施部局から提示された調査品目の選定基準については、その妥当性について検証する必要があるかとの意見がだされたが、早急に検証を行うことは困難であるとの判

断から今回は適当であるとした。

したがって、次回の消費者物価指数の基準改定までに、消費者物価指数における本調査結果の利活用の観点及び結果精度の観点から検証する必要がある。

## (2) 小売物価統計と消費者物価指数との関係

現在、消費者物価指数は統計法第9条に基づき、基幹統計調査である小売物価統計調査の集計事項の一部として承認されていることから基幹統計であるとされている。しかし、消費者物価指数は、その利用が法令で明記されているなど政策を立案、実施する上で重要な統計であることから、小売物価統計調査と一体的に運営されることを前提にそれ自体単独で基幹統計と位置付けてもよいと考えられる。

したがって、今後、統計調査以外の方法により作成される他の基幹統計との整合性などを勘案して、速やかに消費者物価指数を単独で基幹統計とするか否かを検討する必要がある。



総政企第212号  
平成22年8月20日

統計委員会委員長  
樋口 美雄 殿

総務大臣  
原 口 一 博



諮問第27号  
小売物価統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成22年8月6日付け総統物第228号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

(小売物価統計調査の変更について)

## 1 調査の目的等

小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金について、その毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的として実施する調査である。

本調査は、昭和25年6月から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計として、毎月実施され、平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（小売物価統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

小売物価統計調査に基づき作成する消費者物価指数は、国民年金法（昭和34年法律第141号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）等の法令において、その利用が明記されているとともに、日本銀行の物価基調を判断する基礎資料、最低賃金、診療報酬の見直しの基礎資料等としても、幅広く利用されている。

## 2 申請の趣旨

5年ごとに行っている消費者物価指数の基準改定計画案の作成を受けて、本調査において、調査品目、集計事項等の一部変更を行う。

## 3 諮問の趣旨

調査実施部局から申請のあった本調査における一部変更及び本調査の集計事項とされている消費者物価指数の在り方について、統計委員会の意見を求めるために諮問する。

## 4 主な変更内容

### (1) 調査品目の廃止

本調査の調査品目のうち、消費構造の変化等に伴い、重要度が低くなっている品目、他の類似品目と価格の動きが似ており、類似品目でその品目の価格変動を代表し得ると考えられる品目、円滑な価格収集が困難となった品目（以下の15品目）について、平成23年12月の調査をもって廃止する。

廃止する調査品目		
はまだい	たかさご	丸干しいわし
福神漬	かわらせんべい	みそ汁
やかん	レンジ台	婦人草履
ステレオ	テレビ修理代	アルバム
サッカーボール	フィルム	時計修理代

( 2 ) 調査品目の名称変更

調査品目の中で、消費支出の変化等に対応して代表性のある品目を適宜調査することができるようにするため、平成24年1月の調査から名称を変更する。

( 変更後の調査品目名 )	( 現行の調査品目名 )
フライ	えびフライ
システムバス	浴槽
石油暖房器具	石油ストーブ
照明器具	蛍光灯器具
照明ランプ	蛍光ランプ
男子パンツ	男子ブリーフ
ランジェリー	スリッパ
宿泊料	宿泊料( 民営宿泊施設 )
( 注 1 )	宿泊料( 民営宿泊施設に係るものを除く。 )
サプリメント	サプリメント( 通信販売によるもの )
( 注 2 )	サプリメント( 通信販売によるものを除く。 )
たばこ	フィルター付きたばこ
	両切たばこ
介護料	通所介護料
	在宅介護料
信書送達料	郵便料
プリンタ	パーソナルコンピュータ用プリンタ

( 注 ) 1 宿泊料については、変更後、都道府県調査品目とする。

2 サプリメントについては、変更後、総務省調査品目とする。

( 3 ) 集計事項の変更

消費者物価指数の集計事項のうち、「連鎖基準指数及び中間年バスケット指数」の「東京都区部」については、安定した結果が得られないため廃止する。

## 小売物価統計調査の変更概要

### 調査品目の廃止

消費構造の変化等に伴い、重要度が低くなっている品目（福神漬、やかん等）、  
他の類似品目と価格の動きが似ており、類似品目でその品目の価格変動を代表し得ると考えられる品目（アルバム等）、  
円滑な価格収集が困難となった品目（丸干しいわし等）、  
計15品目を平成23年12月の調査をもって廃止

### 調査品目の名称の変更

消費支出の変化等に対応して代表性のある品目を適宜調査できるようにするため、石油ストーブ、蛍光灯器具等計17品目を平成24年1月の調査から名称変更

### 集計事項の変更

安定した結果を得られないため、消費者物価指数のうち、東京都区部の連鎖基準指数及び東京都区部の中間年バスケット指数を廃止

## 小売物価統計調査の概要(現行)

### 調査の目的

小売物価統計調査は、国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的として、昭和25年6月から毎月実施されている。

### 調査の概要

#### 調査範囲

全国から選定した167市町村の品目ごとに代表性のある事業所(約28,000事業所)  
全国から選定した167市町村の調査地区内に居住するすべての借家の世帯主(約25,000世帯)

#### 報告事項

総務省が指示する品目の小売価格又はサービスの料金(約530品目)  
民営借家の家賃

#### 期日

毎月の総務大臣が定める期日

#### 調査系統

総務省 都道府県 統計調査員 報告者  
統計調査員は、PDA(携帯情報端末)により電子情報を報告  
(総務省、都道府県の調査品目以外の品目・銘柄)  
総務省 都道府県 報告者  
(都道府県又は市町村内で価格・料金が均一又はこれに近い品目・銘柄)  
総務省 報告者  
(全国又は地方的に価格・料金が均一な品目・銘柄)

### 結果の公表

東京都区部及び全国 : 調査月の末日まで  
他の都市 : 調査月の翌月末日まで  
年平均 : 翌年4月末日まで

調査結果を総務省のホームページで公表

消費者物価指数(CPI)

東京都区部 : 調査月の末日まで  
全国及び他の都市 : 調査月の翌月末日まで

## 第18回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成22年9月28日(火) 10:00～12:00
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 ・首藤部会長、廣松委員、佐々木委員、宇南山専門委員、西郷専門委員、菅専門委員、渡辺専門委員  
 ・審議協力者(総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行)  
 ・調査実施者(永島総務省統計局消費統計課物価統計室長、柏木課長補佐、長尾課長補佐)  
 ・事務局(若林内閣府統計委員会担当室参事官、中川総務省統計審査官ほか2名)
- 4 議題 小売物価統計調査の変更について

## 5 概要

- (1) 事務局から、前回部会結果の概要について説明が行われ、その後、調査実施者から前回部会における質疑等に対する回答について説明があり、消費者物価指数(CPI)と小売統計調査との関係について審議が行われた。
- (2) その後、答申案についての審議を行い、所要の修正を行うこととされ、採択された。なお、答申案の修正文の表現については部会長に一任することとされた。
- (3) 委員・専門委員からの主な意見は以下のとおり

## &lt; CPIの在り方について &gt;

CPIは重要な統計なので、単独で基幹統計としての地位を与えるべきである。

また、CPIを作る重要な統計として小売物価統計は基幹統計であるべきである。

小売物価統計調査は、小売物価といいながら、商業統計とリンクした分析はできず、消費者物価にしか使えない設計になっている。その意味で、これを機会に小売物価統計としての価値を高める、可能性を広げるべきであるということについて検討することは重要なのではないか。

小売物価統計とCPIとが一体的に議論されるのであれば、あえて、それを分けて議論する必要はなく、現状のままでいいのではないか。

基礎統計がなければ加工統計は作れないのであるから、基礎統計と加工統計を切り離すということは成り立たないことである。したがって、小売物価統計調査とCPIとが連携を保つことは当然である。

小売物価統計を基にCPIが作られるというような小売物価統計の重要性について



周知徹底をする必要がある。また、現在は、小売物価統計調査の集計事項としてC P Iが位置付けられているが、C P Iの下に小売物価統計調査を置くことも必要なのではないか。

< 答申案についての意見 >

(「3 今後の課題 (2) 小売物価統計と消費者物価指数との関係」に対する意見)

「両統計(小売物価統計とC P I)が、現行どおり一体的に運営されることを前提に」との文言があつてしかるべきである。

「現行どおり」といれると暗黙のうちに現行の制度は変えませんということになる。

小売物価統計調査の改革の方向を示さないのであれば、現状維持の中立的な表現としては、「現行どおり」とか「一体的」という表現になるのではないか。

「小売物価統計調査との関係を維持しつつ」という文言にしたらどうか。小売物価統計調査の結果はC P I以外にも使われている実例があるのだから、小売物価統計調査も重要な統計であるという位置付けでいいのではないか、一体化という言葉はどうかと思う。

< 文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり >